
第3回 日吉津村議会定例会会議録 (第3日)

令和7年9月8日 (月曜日)

議事日程 (第3号)

令和7年9月8日 午前9時00分開議

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第39号 | 日吉津村の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第2 | 議案第40号 | 令和7年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算 (第4回) |
| 日程第3 | 議案第41号 | 令和7年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第1回) |
| 日程第4 | 議案第42号 | 令和7年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1回) |
| 日程第5 | 議案第43号 | 令和7年度日吉津村下水道事業会計補正予算 (第1回) |
| 日程第6 | 認定第1号 | 令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第7 | 認定第2号 | 令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第8 | 認定第3号 | 令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第9 | 認定第4号 | 令和6年度日吉津村下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について |

本日の会議に付した事件

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第39号 | 日吉津村の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第2 | 議案第40号 | 令和7年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算 (第4回) |
| 日程第3 | 議案第41号 | 令和7年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第1回) |
| 日程第4 | 議案第42号 | 令和7年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1回) |
| 日程第5 | 議案第43号 | 令和7年度日吉津村下水道事業会計補正予算 (第1回) |

- 日程第 6 認定第 1 号 令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 2 号 令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 3 号 令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 4 号 令和 6 年度日吉津村下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について

出席議員（10 名）

1 番 齊 田 光 門	2 番 加 藤 修
3 番 江 田 加 代	4 番 長谷川 康 弘
5 番 前 田 昇	6 番 石 原 浩 明
7 番 河 中 博 子	8 番 橋 井 満 義
9 番 松 田 悦 郎	10 番 山 路 有

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 里 英 樹 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 中 田 達 彦 副村長 小 原 義 人
 総務課長 橋 田 和 久 住民課長補佐 松 田 真 澄
 福祉保健課長 矢 野 孝 志 建設産業課長 福 井 真 一
 教育長 奥 田 和 弘 教育課長 横 田 威 開
 会計管理者 景 山 美 穂

午前 9 時 00 分 開議

○議長（山路 有君） 皆さんおはようございます。ただいまから令和 7 年 9 月第 3 回定例会本会議 3 日目議案質疑を行います。これまで議案質疑の在り方についてはいくどとなく申し上げているところであります。標準町村議会会議規則また同委員会条例を定めているところとして、同一議案について 1 議員 3 回まで、また上程議案に対する疑問点を問う場であり、要望意見を述べる場でないことをご承知おきください。

なお、質疑においては最初にページを言っていただき、また簡潔明瞭、分かりやすくお願いいたします。けっして、議員各位の質疑発言を制限するものではなく、これまでも配慮をしているところでもあります。ご理解いただきたいと思います。

それでは本日の会議に入ります。ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第39号

○議長(山路 有君) 日程第1、議案第39号、日吉津村の行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

江田議員。

○議員(3番 江田 加代君) 3番、江田です。村内に村の住民基本台帳に登録されていない方ってどれくらいいらっしゃいますか。

○議長(山路 有君) 今すぐ出ます。江田議員、後から資料提出ということで。

○福祉保健課長(矢野 孝志君) 江田議員の質問にお答えします。正式な数字は拾っておりませんが、固定資産を村内の方が持っておられるとか、そういった方を登録してきておりましたり、共有名義の方もいらっしゃったりするので、あの単純数字は出ないんですけども、システムの方であの全部含めてそういった共有の方、個人の方も含めて集計はできると思っておりますので、後日、数字を拾ってみたいと思っております。以上です。

○議長(山路 有君) 江田議員、よろしいですか。

江田議員。

○議員(3番 江田 加代君) そういった方々が対象になって、中身ですよ。わかりました。

○議長(山路 有君) 答弁、いいですか。よろしいです。

○議員(3番 江田 加代君) お願いします。

○議長(山路 有君) 矢野福祉保健課長。

○福祉保健課長(矢野 孝志君) 江田議員への質問にお答えいたします。そういった方の登録されてる方で、個人の方だとその番号が紐付けてきますけども、先程いったように共有の方では番号、紐付けできないという状況でございます。以上です。

○議長(山路 有君) よろしいですか。他にございますか。

前田議員。

○議員(5番 前田 昇君) 5番、前田です。個人番号の特に住登外の方の取り扱いというのが、これに決められているんだろうなということは分かるんですが、実際

説明資料に見ても、正直いってどういった場合を想定されているかはっきりと皆目わからないっていうことで、ちょっと伺うんですけども、この説明資料には独自利用事務としてっていう前置きがあるんですけども、それが多分あの条例案の中でいうと、健康増進法だとか特別医療だとか項目をあげてあるんですよ。あげてあるんですけども、要するに住登外の方の個人番号をやり取りする場合の、処置をここに書かれてると思うんですけど、そもそも、個人番号でそういう想定がこの期に及んでこういう改正になるというのは、何か追加で改正すべき事例、具体的な事例がですね、たとえば日吉津村の住登外の方はこういう扱いをする時に、従来の条例では取り扱いきなかつたっていうことが、どういう場合が実際あるのかというのを、一つだけでも、なんか例示をいただきたいなというふうなあの気持ちですが、前段のわたしの解釈も含めて、その辺どういったものか、あのご答弁いただけたらと思います。

○議長（山路 有君） 橋田総務課長。

○総務課長（橋田 和久君） 前田議員のご質問にお答えをいたします。先ほどの住登外のあの登録が必要なケースというところで、どのような活用が想定されているかというご質問だったかと思えますけども、ここでもあの先ほど言われたように特別医療というケースで一つ言いますと、子供さん、児童さんのだけの例えば転入があった場合に、その被保険者の方が保護者の方で、その方が村内ではなくては日吉津以外にお住まいというケースがあったりします。そうしますと、その方の登録というのは今住基の方からは引っ張ってくることはできませんので、住登外宛名ということで登録をさせていただくということが発生してきます。最近ですね、子供さんだけ村内に転入されるというケースがまれに出ておまして、そのやった時にその被保険者、主に保護者の方が被保険者だと思われましても、その方の所得情報等を必要なケースによっては、取り扱うというケースがあるということでの、ここでは一例としましてはそういうことがございます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） ありがとうございます。そういった意味合いで教育委員会なんかも予防接種とかあるんですけども、ちなみにたぶん高齢者の対応についてもそういうことがあるのかなとは思います。そもそも、従来住登外の方を必要があって個人番号をお聞きして、検索するということは基本的に制限されてたんでしょうかね。その辺の所ももう一つ補足いただけたらと思います。

○議長（山路 有君） 橋田総務課長。

○総務課長（橋田 和久君） 前田議員のご質問にお答えいたします。マイナンバーの活用までは、実際の先ほどの特別医療の状況なんかでいいますと、活用はしてはおりませんが、ただ、今後これを規定しておかないと取り扱いができないということになりますので、独自利用できるようなそのような改正をしておくところでの改正となっております。

○議長（山路 有君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第 39 号の質疑を終わります。

日程第 2 議案第 40 号

○議長（山路 有君） 日程第 2、議案第 40 号令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 4 回）を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

加藤議員。

○議員（2 番 加藤 修君） 2 番、加藤です。11 ページのこけないからだ体操普及啓発業務委託料 30 万及び、説明資料の 3 ページ介護予防支え合いサポート拠点整備施設改修、この 2 点について説明をお願いいたします。

○議長（山路 有君） 矢野福祉保健課長。

○福祉保健課長（矢野 孝志君） 加藤議員のご質問にお答えいたします。まず、こけないからだ体操普及啓発業務ということでございますけども、これは津山市の方で実践されておられまして、5 月にも研修に来ていただいたのですけども、体操としては 6 種類の体操があつて、それにリストバンドをつけて、そのリストバンドにもちょっとおもりが入れられることになってまして、最大は 1.3 キロ程度、12 段階に分けることができるんですけども、簡単な体操を歌を歌いながら、例えばリストバンドつけて手をこら上げて下ろすとか、そういった体操 6 種類ございます。その体操を定期的に行うというものでございまして、慣れて来られれば中級とか、そういった別の体操もあつたりするんですけども、これはやっぱり体力をつけるということが、足腰が元気になるということが一つ目的でございますし、もう一つはみんなで寄ってやるということも目的でございます。そういったことを目的にする体操でございます。

それから、説明資料の介護予防地域支え合いサポート拠点整備の事業でございますけども、これは高齢者の健康寿命の延伸ということでの介護予防の取り組み、そういった介護予防をするための拠点を整備するというものと合わせて、子供さんから大人まで、また障がい者の方も含めてですけども、そういったことが集まれる施設を整備するというものでございまして、これは今の社会福祉センターとデイサービスセンター、それからトレーニングルームもありますけど、そこ一体的に改修するというものでございまして、

主なところでは、この事業につきましては、社会福祉センターの方が主になってまいりますけども、大会議室の方の床材の変更でしたり、それから階段に昇降機つけたり、トレーニングルームをリニューアルしたり、会議室を増やしたりというようなことを計画してるものでございます。事業につきましては、国の補助事業でございまして、5,000 万円が上限で、10 分の 10 補助が来るものでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 修君） 2番、加藤です。まさにこけないからだづくりというのは、私も去年12月に台所でこけちゃいましてね。右の大腿骨を骨折、人工骨を入れる手術をして2カ月ほど入院をして、こけるというのは怖さというのはね、体感したところで、ようやく9月になって杖が外れたぐらいで、時間もかかりますし、ぜひとも広げていただきたいと思います。どこでやられますか。日吉津ではやらないの、米子まで行かんといけんの。

○議長（山路 有君） 矢野福祉保健課長。

○福祉保健課長（矢野 孝志君） 加藤議員のご質問にお答えいたします。この社協やデイサービスセンター、社協が主ですけども、そこを整備しまして、最初は社協の2階の大会議室、後は会議室で使ったり、それから先ではもう個々でできるように、たとえば自治会公民館でも広がっていけばいいかなと思っているところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 他にございませんか。

松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 4件ほどお願いしたいですが、まず最初に4ページの児童用クラウド型フィルタリングサービス、これについてちょっといろいろ調べたんですが、なかなか難しくて私に分かるようにちょっと説明お願いできませんでしょうか。

それから今先ほどこけない体の関係あったんですが、この内容わかりましたが、この30万という金額のどういう方に30万使うんか、ちょっと教えていただきたいなと思います。

それから10ページの、企業版ふるさと納税の取引先紹介サービス手数料というのがありますが、これについてちょっと教えていただきたいなと思います。

それから同じく10ページの社会福祉総務費の中で、自立相談家計改善支援事業委託料なんてかいてありますが、この家計改善支援事業というのはどういうものかちょっと教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 横田教育次長。

○教育次長（横田 威開君） それでは松田議員のご質問にお答えします。4ページ児童用クラウド型フィルタリングサービスの使用料についてです。この児童用クラウド型といいますのは、子どもたち一人ひとりが持っています端末、これらは全て学校のネットワークか、その後鳥取県教育委員会の鳥教ネットという、ネットワークを介して、その他さまざまところに繋がるようにできています。それで学校で学習の中で使ったものは全て、鳥教ネットを通るところでフィルタリングサービス、要するにウイルス等感染しないものを一つ一つがそれを通ることによって、ウイルスに感染しないふうな状況を作るために、これを令和8年度から10年度まで、この金額を支払っ

て全員分のフィルターサービスを使用するっていうふうなことで契約をするものになります。これを使うことによって、子供たちのパソコンがウイルスに感染するっていうようなことはもう完全に抑えられて、これまでも安全に使えてきているので、これは県全体で行なっているものですが、その日吉津村分だということで解釈下さい。以上です。

○議長（山路 有君） 橋田総務課長。

○総務課長（橋田 和久君） 松田議員のご質問、3点目の企業版ふるさと納税のことにつきまして回答させていただきます。こちらの取引先の紹介サービス手数料は、あの企業版ふるさと納税を推進していくために、取引先を紹介いただきました事業者に対して寄付額の10パーセント、紹介事務事業者の方にお支払いするというものを行っておりますので、その寄付をいただいた事業者を紹介していただいた事業者に対しての紹介手数料ということでお支払いするものでございます。10パーセントのお支払いということになっております。以上です。

○議長（山路 有君） 矢野福祉保健課長。

○福祉保健課長（矢野 孝志君） 松田議員の質問にお答えいたします。まず11ページのこけないからだ体操の委託料30万円でございますけども、これは先生に研修に来ていただく旅費ですとか、消耗品、来ていただいた時に教室等をしていただくための備品をそろえるもので30万計画しているものでございます。

それと10ページ、自立相談家計改善支援事業ということでございます。これはあの生活困窮者の方の自立支援を促すものでございまして、その相談があった方の生活状況を把握しまして、経済面でございますけども、そういったことでアドバイスを行うと簡単に言ったらそういったことをさしてきてもらっております。たとえばまあこんなもん買いすぎじゃないですかとか、いろんな調整をしたりするということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） ありがとうございます。この中のひとつ、こけないからだの関係なんですけど、今専門的なことは、方に来てもらうとかなんとか言いましたけど、こないだ老人会なんかで社協で、話すんですけども、社協の方がでかけて行って、各公民館でやると言っていたので専門の方はもう来れないかなと思っただけなんですけど、この30万って書いてあるから、どういうところに使うのかなという疑問でちょっと質問しましたが、どうでしょう。

○議長（山路 有君） 矢野福祉保健課長。

○福祉保健課長（矢野 孝志君） 松田議員の質問にお答えいたします。社協さんの方でそういった考えを持っておられるというのは、その前段で、まず全体でやるということが必要でございますので、その時に講師先生に来ていただいて、何回かやって何というんでしょうか。要領を覚えていく。それをどんどん広げていくということで、

最初は全体でやっていくというイメージのところ、委託するというものでございます。これで、またその後、どんどん広げていくということで、そこでは社協さんにお世話になりながら、各自治会に広げていくということを考えているところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） はい、他に質疑はありませんか。

はい、前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） 5番、前田です。ちょっと6点ぐらいになるんですけども、よろしくお願ひします。まず9ページで基金の繰入がありまして、今回の福祉関係の取り組みに基金が導入されるんだと思うんですが、これはさかのぼって、いわゆるふるさと納税の時に、どういう趣旨でもらった寄付を今回使うのかということを確認させていただきたいと思ひます。まず、1点。

それから2点目ですが、10ページに総務の一般管理費に電算処理業務委託料ということで、17万6,000円ほどですが、電算処理の業務委託料っていうのはよくこういうふうに表示されてるけども、我々もどういう内容なのかはなかなか専門性もあってわかりにくいんですけども、特に今回、この委託料はどういった内容のシステム改修等ですということが、分かれば補足をさせていただきたいというふうに思ひます。

それから3点目ですが、先ほど松田議員からも質問があったんですけど、10ページの自立相談家計改善支援事業委託料ということで、内容の答弁はいただいたんですけども、それは読めばわかるんですけども、委託料ちゅうのはどういったところにそういう委託するのがあるのか、結構の金額の委託料なのでどっかそういう専門的な何か事業者に委託するのか、ようするに委託する内容というのは、なぜ委託かっていうふうなことが質問の趣旨です。

それから4点目になりますけども、同じく10ページで社会福祉総務費の中で国庫支出金が500万円ほど入っておりますが、これはこっちの説明書の方でいうと、どこの事業にどれにこの500万が国庫金で充当されているのかっていうのを、ちょっと確認できなかったなのでその辺を補足させていただきたいと思ひます。

それからもう一点ですね、今の高齢者福祉費の関係でありますけれども、ささえあいサポート拠点ですね、介護予防地域ささえあいサポート拠点ということの中で、たとえばこけないからだの体操とか、あるいはサポート拠点を今後は地域にも広げるっていうことなんですけども、その辺り、現在たとえば公民館でやってる七福会とか、民生委員さんの活動とかですね、さかのぼると小地域福祉活動とか、そういう自治会等と連携をする事業があると思うんですけども、今後はそのあたりもそういう時期が来れば、ささえあいの拠点とか、あるいはこけないからだ体操を、自治会の方で取り組んでいただくというふうなアプローチなんでしょうか。そういうふうにかかれてはいるんですけども、そういったことがなかなか受ける方は大変なんじゃないかなと思うんですけど、その辺のことを、当面はあの福祉センターでやるにしても、単に来てくだ

さいっていう意図と、今後地域でできれば取り組んで下さいというのとは、非常に受け止め方が違うと思うんで、その辺の方針をちょっと補足いただいたらなと思います。

それからその同じところ関連で、予算書の委託料ですが結局この事業については福祉協議会に委託っていうことになってるんですけども、見ると当初は補助金で考えられていたのかなとは思いますが、そもそも委託するっていうと施設整備も委託というやり方だと、福祉センターにはそういういわゆる建築とか、専門家もいらっしやらないわけなんで、その辺の解釈、補助金との関係があるのかもしれませんが、ある面では村がきちんと施設を改修したりして、その上でソフト事業を社協に委託ってのが、本来のあるべき形かなとは思いますが、その辺の経過を補足いただきたいなと思います。

13 ページに災害対策で J—ALERT の更新業務委託料というので、18 万 2,000 円、この J—ALERT の運用については、勝手な解釈かもしれません。これには国庫金はいらないのかっていうことですね。なんか単独費で予算してありますけど、内容にもよるのかもしれませんが、国費が入らないのは何でかなっていうふうには、私の印象だと思ったものですから、その点を補足いただいたらと思います。以上、たくさんありますけどよろしくをお願いします。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。私の方からいけないからだ体操について、少し答弁をさせていただきたいと思います。これはこの度、社会福祉協議会でそういったいけない体のサポート拠点というようなことで、位置づけてやっていくわけですが、基本的な考え方としては、それぞれの自治会公民館等において、住民の方たちが主体的に集まられて、この運動体操される、週何回かということである中で、その体力作りもしながら、これもされて心身ともに元気になっていただきたいというようなものであります。なので、これでそれぞれの自治会の公民館とかで、主体的に集まわれる中に、後々は社会福祉協議会の職員方なりが出かけて行ってもらって、そこで最初は指導をしながらということになるかと思いますが、いずれはそれもそれぞれが主体的にやっていただくような、住民主体というのがあくまでも基本的なやり方、考え方でありまして、この度講師をお願いします津山の方でも、そういった組織が二百数十、市内にできているということにして、最初のスタートアップのところではそういった社協なりの指導、村なりの指導が行くわけですが、いずれは自走していただくような形になって行くかと思えます。今そういったそれぞれの場を作っていくというのと合わせて、この社会福祉協議会の方でもそこには出られないけど、社協全体の分に出られる方であったりとか、あれはそういった活動をフォローアップしていくような場というのを、この社会福祉協議会の方に設けていくというような、基本的な考え方でありましてご理解いただければと思います。

その他担当課長から答弁いたします。

○議長（山路 有君） 橋田総務課長。

○総務課長（橋田 和久君） 前田議員のご質問にお答えいたします。まず1点目の基金の、ふるさと夢育む村づくり基金の活用についてということでございますけども、これは村長が必要と認める事業についての、部分の活用ということでございます。

それから2点目の、電算の委託料ということでございますけども、そちらにつきましては、人事給与システムの改修というところが、今回の増額の内容となっております。J-ALERTの内容がございましたけども、こちら今回は国費として上がっておりますけども、財源として当たっていないという状況しか、こちらは今把握ができておりませんので、改めて確認をさせていただけたらというふうに思っております。

○議長（山路 有君） 矢野福祉保健課長。

○福祉保健課長（矢野 孝志君） 前田議員の質問にお答えいたします。10ページの自立相談の事業どこに委託してるかということで、生活困窮事業ということで、以前から社会福祉協議会の方に委託させてもらっておりまして、そこで実施いただいているということでございます。なぜということだと、なんていうか以前から委託してるものですから、その辺の社協さんとの事業の中で、委託を受けていただくということで話が進んでくるのかなと理解してるところでございます。

それとあと10ページの国費が500万円当たってるかということで、委託料の部分になってまいりますけども、ここの委託料の346万4,000円に対して、国だと4分の3だったり、県が4分の1だったり、いろんなあたり方があるんですけども、そういったことの事業で諸々あたってきておりまして、その積み上げが500万あるというところでございます。

それから、デイサービスセンター改修のところですけども、社協に委託して専門家がいらないということでございますが、デイサービスセンターが社協さんの持ち物でございますので、補助金の関係で国とやり取りしてる中で、持ち主の方で改修することが基本だということでございましたので、委託させていただいて対応いただくこととなりますけども、連携をはかって進めたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。補足で答弁させていただきたいと、自立相談家計改善支援事業につきましては、社会福祉協議会の方に今重層的支援体制整備事業ということで、一括でこれ委託をしているという中で、そのうちの一つがこの自立相談家計改善支援ということで、この基本的なその村民の皆様からのこういった自立相談とか家計改善等に関する相談窓口を、この社会福祉協議会さんの方に受け持ってもらっているということでありまして、その相談体制を作ってもらおうというような委託の委託料でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） じゃもう1回、10ページのこの自立相談の委託料です。従来はなかったけど、社協に委託、従来たとえば生活困窮の方、役場でも相談受けてたと思うんですけど、そのあたりを何か、そういう取り扱いを社協の方に委託を始めたということなのか、従来からあったものを、何か一步進めるのかっていうふうな点を、ちょっとくどいようですけど補足いただいたらと思います。

それから今の社協への委託ということについては、私聞いたのはささえあいサポート拠点の事業が、委託っていうことになってたので、今の答弁はデイサービスっていうふうな言い方があったんですけど、社協との委託の中にソフト事業もあるし、施設改修もあるがというふうな点を伺ったので、改めてその辺をちょっと明快にご答弁いただけたらと思います。

今の公民館も使ったの、公民館がこけないからだの体操やる、公民館というか自治会というか地域でやると、それからささえあいサポートの拠点にももしかしたらその内なるということで、非常にいい一步だとは思ってますけども、その辺り役場の支援スタッフが各自治会に出ていますけども、今一つ、自治会とのすごくそういうマッチングっていう点では、課題があるような印象もあるんですけども、その辺をどういうふうな、各地域の方にアプローチするのかっていうところで、現段階はまだ未知数かもしれませんが、少し補足いただけたらありがたいなと、以上です。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。あの一番最後にご質問がありました自治会との関係のところでありますけど、今この度、このこけないからだ体操というのはあくまでも住民主体の健康づくり、体力づくりというのが主眼でありまして、そこにそれぞれの自治会に、その役割を担っていただくというふうな考えではなくて、やりたい住民の方たちが集まられて、主体的に体を動かされるというのが狙いでありまして。それを行っていく中で、それぞれの自治会のなんかの行事とか、先ほどありました七福会だとか、いろんな行事と連携が図られていくのは、それはそれでいいことかなというふうに考えているところであります。村の方からは、今の支援スタッフということよりも、まずは保健師とかですね、そういうところがいつもにはなりませんけど、たまに出かけて行かせていただいたりして、その中で住民の皆さんの健康状態を把握させていただくとか、何かアドバイスをさせていただくとか、そういったことを考えたいと思っておりますし、また、今ご質問の方にもありました自治会支援スタッフ等もですね、場合によっては今後出て行くようなこともしながら、住民の皆さんとの関係を構築していく、一つの場所にもなっていくんじゃないかというふうにも考えているところでございます。

それからもう1点、自立相談家計改善支援事業等につきましてですけど、これこの事業とその下の包括的支援体制整備事業委託料っていうのを150万っていうのがあります。10ページの。それと11ページの委託料の中で、介護予防生活支援事業委託

料っていうのがマイナスの 348 万 9,000 円っていうのは、これありましてこれ、いずれも社会福祉協議会に委託してる事業なんですけれども、その中でこの財源というか、目的の組み換えということでございますので、以前からの社会福祉協議会に、委託をして、当初から委託をしているそれぞれの事業であります、その中で分量の配分の変更ということで、こういった組み換えをさせていただくものでございます。

その他、担当課長からご答弁申し上げます。以上です。

○議長（山路 有君） 矢野福祉保健課長。

○福祉保健課長（矢野 孝志君） 前田議員の質問にお答えいたします。各事業、11 ページでございますけども、高齢者福祉の委託料のところ、いろんなこけないからだですとか、トレーニングルームの整備ですとか、サポート拠点、いろんな事業があって、そのソフト面とハード面との兼ね合いで、いずれも社協には委託させていただいて進めるということでございます。以上です。

あの、議長すみません、もれました。

○議長（山路 有君） 矢野福祉保健課長。

○福祉保健課長（矢野 孝志君） 追加でございます。それから社協に委託、建物の件は社協に委託する部分は、社会福祉センターの方でございます、デイサービスセンターの方は指定管理になられたライオンハートさんの方に委託するというので、ちょっと私の説明が悪かったかもしれません。そういったことで、住み分けしております。以上でございます。

○議長（山路 有君） 他に質疑ありませんか。

石原議員。

○議員（6 番 石原 浩明君） 6 番、石原です。3 点お願いします。10 ページの民生費の 18 番、障害児者地域生活体験事業補助金というのがどういうものか教えてください。それと 11 ページ、先ほどから出ているこけないからだの体操についてですけど、以前から社協の方でも、鳥取版の認知症予防プログラムというのをやられていたと思うんですけど、これと変わるのか、あるいはこけないからだ体操の方が、こういう点で良いとかがあったら教えてもらったらと思います。それに関連して 11 ページの、高齢者福祉の 7 番報償費の方で、体操講師謝礼というのが 6 万円ほどあるんですけど、これは先ほどのこけないからだの普及啓発とも関係するんでしょうか。まったく別のものでしょうか、教えてください。

○議長（山路 有君） 矢野福祉保健課長。

○福祉保健課長（矢野 孝志君） 石原議員の質問にお答えいたします。まず 10 ページの負担金補助のところ、障害児者地域生活体験事業補助金ということでございますけど、これは障がい者の方がグループホームに入られるのに、その前に体験をしていただく事業でございます、それは将来にわたって、入所を計画されてるということに対しての体験をしていただくということで、事業してるものでございます。

それから 11 ページ、こけないからだ体操の件で、今まで鳥取県の日常プログラム等やってきたということでございますけれども、その辺もちょっと最終的な整理はできておりませんが、介護予防事業の方で、こけないからだ体操を主にやって行った方が、効果があるんじゃないかということで、そちらは進めかけてるところでございますので、そこの兼ね合いで鳥取県版の日常プログラムがしなくても、そちらで代用できるということでしたら、こけないからだを主にやっていくことになって来ると思いますけれども、まだちょっとはっきりどういった形にするかということは、ちょっと今のところ私がちょっと把握してないところでございます。

それから 11 ページのもう一つ報償費があります。これは結局ですが、体操講師謝礼ということで、こけないからだ体操の関係で、先生に来ていただくということで、これは役場の方で行う事業として来ていただくというイメージでございまして、委託料の方でも、30 万こけないからだ体操ってということがありましたけど、これは社協さんの方でやられる中で、そちらの方でも来ていただいて対応が必要だということで、その中にも講師謝礼は含まれておりますけども、お互いが村の方でする部分が 7 番の報償費ということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

橋井議員。

○議員（8 番 橋井 満義君） 8 番、橋井です。若干、質問させていただきたいと思えます。先ほど来、話題に上がっております、この今回の介護予防等についての質疑であります。概要書については、これは 3 ページ、そして予算書については 9 から 11 までですね。まず質問の要点としましては、これらに関する予算、そして資金の分別について確認しておきたいなと思えますが、今回高齢者福祉事業の予算概要書の 3 ページの 5,000 万、これについては予算書の 11 ページに詳細が入っておりますが、これらについての、要するに村デイサービス部門については、4,922 万 1,000 円、そして委託の部分についての、これは介護部分については 5,000 万のうちの 5,000 万を投入していくということのようであります。そしてこれらの内訳を見てやりますと、この先ほど課長の方からも説明があったとおり、デイサービス部門については、この度ライオンハートに委託をし、そこで事業やっていただく、そして 4,922 万 1,000 円をここで投入して改修をする。

それから国からの予算で 5,000 万、これはこけないからだと先ほど来ずっとありましたサポート拠点のところまで、4,923 万 4,000 円を投入をして、委託をするということであります。あとは講師の謝礼、それからテレビ等で合わせて合計 5,000 万の、国庫の支出を充当していけるお金であるということのようであります。これも金銭構造上、分析と言いましょ分かて行きますと、要するにデイの部分については先ほど来、村有財産でありますから社協部分の、国保が管理部門になりますから、これは国庫金の今回の充当には該当しないよということで使えない、ということで約 5,000

万、5,000万の金額ボリュームを投入をして、約1億事業をここで行うということが財政構造であります。

そしてこのデイの部分については、約半々という、半々までではないんですけども、9ページの夢を育む村づくり基金で2,400万ですね。それから後は自前の借金ということで、「橋井議員、簡潔明瞭に、どの点を質問されるかということ、いままでは経過です」と呼ぶ者あり]この経過は分からないと質疑の内容に触れられないので、その点で私は申し上げております。それで基金で2,462万、それから借金部分でいくらでしたっけ、これも同じく2,460万ということで4,922万ということであります。それでこの受託者と改修契約との関係ではあります、その前に先ほど前田議員からの質問で、答弁が私なかったように思いますのは、この基金の使途の条件としては、何を持ってこの基金が使えるというふうに判断をされて使われるのでしょうか。村長の指定する云々という項目に該当するというので、そのようにされたのでしょうか。まず、この1点。

○議長（山路 有君） 橋田総務課長。

○総務課長（橋田 和久君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。先ほどの答弁の中でも申し上げましたと思いますが、村長が指定する事業にということで、こちらの基金の活用をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 2回目になります。そして、今の答弁の中で村長が指定する項目に該当するので、この村づくり基金を投入したということで、ほぼ同額を今後は債務負担を起こして行って、借入れをしてこの10億の、ということのストーリーであるように思います。それでこのライオンハート社と受託契約をされるのを急いでこの度、先ほどいいですか、先月でしたか、されましたが、すでにこれ4,900いくらかの、金額揭示を今回されております。ということは、ここの部分については村有財産でありますデイサービス部門でありますから、これだけの短期間において積算なり、設計コンペなり、云々を簡単に通常であれば弾けない。4,900云々という金額がはじけるだけの計画を、事前にもって行わない限り、これらのことは簡単に、私はできないというふうに、穿った見方かもわかりませんが思います。

ということは、このライオン社とすでにこの社協の受託、委託の云々が、できる前からこの会社であれ日吉津村は、受けていただく会社があった場合には、これらの条件として綺麗にして村の負担金で行って、それで受けてくださいということが、すでに条件として内法的にお持ちになった上での、交渉なり受託契約の云々をされてたのではないのでしょうかと私は思うんですが、その見方は違うものなのか、そうであるのかいかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 矢野福祉保健課長。

○福祉保健課長（矢野 孝志君） 橋井議員の質問にお答えいたします、今この改修あ

りきで進めてきたんじゃないかという趣旨だったかと思います。そういったことでは
ありませんで、6月で指定管理に募集かけて、そこで7月に選定委員会で候補者決め
ていただいて7月16日で決めて、議会の議決を経て、その後交渉してきた中で、概
算になりますけどもこういったことをした時に、見積もりをとっていただかんといけ
ませんよという話で進めてきたものでございまして、以前からそういった話をしてく
たというものではございません。以上でございます。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） これで最後になりますので、確認だけをしときたいと
思います。そのように課長お答えになりましたが、うがった見方をすれば、これだ
けの5,000万の投資を村は準備をして、それで受託者を募集したということが明ら
かな事実ではありますので、そうしていきますとこれらの投資をすることによって、こ
の事業が実のある実の事業として成立をさせようということの、意向といいましょ
うか、そこは伺えるわけでありますから、今後はしっかりとそれをやっていただき
たいなというふうに思います。

それからこういう発注形態を伴うものについては、やはり事前にここの業者が決め
ることができたのでということから、後から委託料等がぼろっと出てくるケースが最
近特に多いので、この点はやはり一つはご配慮を私はいだけたらというふうに思っ
ております。

それからもう一つ、この部分と介護部分の建物を、皆さんご存知かどうか、頭ん中
で整理されてるかどうか私は分かりませんが、これは用途上の可分不可分の問題があ
って、あそこの渡り廊下の部分で、要するに用途が村のものなのとこっちの社協もの
なのが、分断した別物であるという認識を今一度、はっきりとそこを力説をされて
てですね、やはりここの部分は補助金としての云々はこうだったんだよということ
を、私は一度説明をそこでしていただきたいと、最後課長のちょっとお話を伺って終
わりたいと思います。

○議長（山路 有君） 矢野福祉保健課長。

○福祉保健課長（矢野 孝志君） 橋井議員の質問にお答えいたします。あの経過をい
ろいろと話もいただいた部分でございしますが、決まる前からの考えではデイサービス
センターも20数年もたってるので、古いということからは当然こちらサイドでも、
たとえば照明変えて行かないけんだろうとか、設備でエアコンなんかもくたびれた
だろうなということや、あの風呂の部分です。これも部品がないというようなことを
言われてるようなことがございましたので、そういった部分の修繕は確実にせないけ
んかったんだろうと、しないといけないということで推測は立てていた部分もござい
まして、そこも含めて修繕をお願いすることになってくるんですけども、そこでは指
定管理が決まってからでございまして、修繕の経費をどこがもつかということでは、
50万を超えたところは村でみないといけないんじゃないかということで、いろん

な他県の情報とか仕入れて、そういった基準を持って進めてまいったところでございます。その分の積み上げが、5,000万程度になってきたということでございます。それで、それを含めて委託するという流れになってきたんですけども、それから建物につきましては、議員おっしゃったとおりデイサービスセンターの部分は村でありますし、社会福祉センターでございます。そこが渡り廊下でつながっているということで、お互いで協議してきてる中では。渡り廊下の部分は宙ぶらりんでしたけども、デイサービス側の入り口までで社協はいいというような解釈でございましたけども、そこでは倉庫につながる道もありまして、その部分までは社協さんの方でのテリトリーになるかなということで住み分けはしてきて、協議してまいったところでございますけども、その部分でお互い協議して、明確に社協の部分ということと、村の部分ということですみ分けをさせてもらって、進めさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第40号の質疑を終わります。

日程第3 議案第41号

○議長（山路 有君） 日程第3、議案第41号令和7年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1回）を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 3番、江田です。この国民健康保険税に上乘せされました子育て支援金部分についての、そのお金の流れってありますか、最後にはどこの基金におさまっていくんでしょうか。その流れを教えてください。

○議長（山路 有君） これページはどこ、何ページですか。最初ページを言ってから。

○議員（3番 江田 加代君） すいません、5ページの電算処理業務委託料について、これは子ども子育て支援金制度によるものだという説明をいただきました。これは保険料に、上乘せされる支援金だと思って質問したんですけど、この支援金はどういう流れで、どこに積み立てられるものかなっていうことを聞きしたいんですけど。

○議長（山路 有君） 矢野福祉保健課長。

○福祉保健課長（矢野 孝志君） 江田議員の質問にお答えいたします。子ども子育て支援基金ということでございますけど、来年度から各保険に入っておられる方一人ずつから、国の想定では一人450円が月額だというような報道がなされていますけれども、そういったことをいただいてきて、ただ、それがどこで積み立てて、どういう流れになっていくかっていうことは、ちょっとまだ今、把握できておりませんが、そう

いうことで来年度から進める事業でございますので、この度改修して向かっていかないといけないということから、この度予算化さしていただいて改修するということと
ございまして、ちょっと質問と趣旨が変わっておりますけれども、先の流れはちょっと
と今まだわかってないところがございます。把握しておりません。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） はい、わかりましたけど、国保連合会に基金で回って、
そこで行くのかなっていう思いもあってお聞きしたんですけど、また調べてくださ
い。

○議長（山路 有君） 答弁はよろしいですか。

○議員（3番 江田 加代君） 答弁は今分からないと。

○議長（山路 有君） 矢野福祉保健課長。

○福祉保健課長（矢野 孝志君） 江田議員の質問にお答えいたします。江田議員の質
問にお答えいたします。あの調べてまた回答させていただきますが、基本的には保険
料と一緒にいただくと、いったんこちらに入ってきて、それをどう流していくかとい
うことかなと思っておりますので、その辺また調べていきたいと思えます。以上です。

○議長（山路 有君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第 41 号の質疑を終わります。

日程第 4 議案第 42 号

○議長（山路 有君） 日程第 4、議案第 42 号令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村後
期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）を議題とします。これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） 5 番、前田です。歳出の 5 ページ、私も今の江田議員
とちょっと同じような質問になるんですけども、電算処理業務委託料で 240 万ほど予
算化されてて、後期高齢の会計でこの関連がどういう感じだろうなというのを、ちょ
っと不思議に、多額ですし不思議に思ったので、結局、後期高齢の中で被保険者との
関連で、その場合の 400 円をもらうためのシステムなのかなと、先ほどの話を聞きな
がら思ったんですけど、その辺もうちょっと、確認の意味でもう一度伺いたいなと思
います。よろしくお願ひします。国庫金にはなっているんですけどもね。

○議長（山路 有君） 矢野福祉保健課長。

○福祉保健課長（矢野 孝志君） 前田議員の質問にお答えいたします。議員さんから
言われたとおり、後期高齢は県で一本化ということですが、各システムは市町村
で管理ということになっておりまして、そのぶんであの日吉津村でのシステム改修、
後期高齢の部分は 242 万だったということで、計上させていただいたところござい

ます。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですかはい、他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第 42 号の質疑を終わります。

日程第 5 議案第 43 号

○議長（山路 有君） 日程第 5、議案第 43 号令和 7 年日吉津村下水道事業会計補正予算（第 1 回）を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。前田議員。

○議員（5 番 前田 昇君） 6 ページの明細書の中に、公共枿の設置工事ということで 1 カ所だと思えますけれども、100 万ほど予算がしてあります。公共枿、ちょっとわたしも認識不足かもしれませんが、村内の各地に公共枿が設置されているんですが、これは新設だと思うんですけど、具体的にはどのあたりに新設なのか、それはやっぱり、下水道が伸びていく過程の中のものだろうと思うんで、ちょっと補足をいただいたらありがたいなと。

○議長（山路 有君） 福井建設産業課長。

○建設産業課長（福井 真一君） 前田議員のご質問にお答えいたします。公共枿の設置工事ですが、日吉津村の中で市街化区域につきましては、当初、管路工事をした時に農地がたくさんございまして、農地につきましては、公共枿は設置しておりませんで、宅地化の見込みができた時に、村の方で公共枿を設置するという流れになっております。ですので、市街化区域の中で宅地化が進んでおりますので、今回、一カ所ちょっと多額の費用がかかったので、今後また出てきた時に対応できないということになるといけませんので、今回補正させていただきました。以上です。

○議員（5 番 前田 昇君） どのあたり、おおまかでいいです。

○建設産業課長（福井 真一君） 役場のすぐ西側でございます。

○議長（山路 有君） よろしいですか。他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 6 認定第 1 号 から 日程第 9 認定第 4 号

○議長（山路 有君） 日程第 6、認定第 1 号から日程第 9、認定第 4 号までは決算の認定に関する議案であります。各議案については、質疑終了後議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、審査を付託したいと思いますので、この場は総括的、基本的な質疑に止めていただきますようお願いいたします。

それでは日程第 6、認定第 1 号令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑はないようですので、以上で質疑を終わります。

日程第7、認定第2号令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第8、認定第3号令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑はないようですので以上で質疑を終わります。

日程第9、認定第4号令和6年度日吉津村下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので以上で質疑を終わります。

お諮りします、この際認定第1号から認定第4号までの4件について議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し会期中の審査とします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって認定第1号から認定第4号まで決算審査特別委員会を設置し、これに付託し会期中の審査とすることに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長に、河中博子議員、副委員長に松田悦郎議員としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって決算審査特別委員会の委員長は河中博子議員、副委員長は松田悦郎議員に決定しました。

河中決算審査特別委員長には、4会計の決算認定について会期中に審査していただくようお願いいたします。審査結果を来年の予算編成に反映するために、大切と考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） これで本日の議事日程は全部終了いたしました。なお、次回の本会議は9月19日金曜日、午後1時30分から討論採決を行いますので、同議場にご参集ください。本日はこれをもって散会いたしますご苦労様でした。

午前10時10分散会